# 平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

| No | 1 |
|---|---|

府 省 庁 名　厚生労働省

| | |
|---|---|
| 対象税目 | 個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（徴収規定） |
| 要望項目名 | 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設 |
| 要望内容（概要） | ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br>子ども手当は、急速に少子化が進展する中、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する、また、子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を形成していく観点から創設するものである。<br><br>・特例措置の内容<br>子ども手当について、当該手当を標準として個人住民税を課さないこと、子ども手当を受ける権利の差押えを禁止することを要望する。 |
| 関係条文 | ○地方税法第２章第１節道府県民税、同法第３章第１節市町村民税 |
| 要望理由 | 子ども手当は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策を推進する観点から創設するものであり、公課等を課し、給付を減額することは当該政策効果を減殺するものであることから、非課税等の措置を講ずる必要がある。 |
| 減収見込額 | （初年度）178,535（－）　（平年度）214,241　（－）　（単位：百万円） |
| 地方税以外の措置 既存 | ・国税<br>（該当なし）<br>・融資、補助金その他<br>（該当なし） |
| 地方税以外の措置 22年度の要望 | ・国税<br>子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置<br>・融資、補助金その他<br>子ども手当の創設等 |
| 過去の要望経緯 | （該当なし） |
| 本要望に対応する縮減案 | ― |